## ６．整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

### （１）個別経路の事業計画

| 経路・区間 | | | | | 事業内容と事業量 | | | | |